

「旅客に周知すべき安全情報等に係る一般指針」の一部改正（案）に関する意見公募について

令和8年7月8日

<問い合わせ先>

航空局安全部航空安全推進室

(内線 50161)

TEL : 03-5253-8111 (代表)

国土交通省航空局では、別添のとおり「旅客に周知すべき安全情報等に係る一般指針」一部改正を検討しております。

つきましては、以下の要領にて広く国民の皆さまの御意見を募集いたします。お寄せいただいたご意見につきましては、担当課室においてとりまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。ご意見の受付は以下の要領で行いますので、よろしくお願いいたします。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

「旅客に周知すべき安全情報等に係る一般指針」の一部改正

2. 意見募集期間

令和8年7月8日（水）から令和8年8月7日（金）まで（必着）

3. 意見の提出先・提出方法

別紙の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。その際、必ず「旅客に周知すべき安全情報等に係る一般指針の一部改正に関する意見公募」と明記して下さいようお願いいたします。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから御提出下さい。 ※添付ファイルは利用できません。

(2) 電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：[hqt-atsu-public@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-atsu-public@gxb.mlit.go.jp)

国土交通省航空局安全部航空安全推進室 あて

(3) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省航空局安全部安全政策課 あて

4. 留意事項

※ ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。

※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりませんので、あらかじめその旨ご了承願います。

※ 頂いたご意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

## &lt;意見提出様式&gt;

(ふりがな) 氏 名	
住 所	
所 属	(団体名) (部署名)
電話番号	
メールアドレス	
ご意見	(ご意見)
	(理 由)

